

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号		
許認可等の種類	宅地建物取引業の免許（新規）	根拠条項	宅地建物取引業法第5条第1項		
審査基準	国土交通大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。（宅地建物取引業法第5条第1項） 【各号の概要】				
	1 成年被後見人、被保佐人、破産者				
	2 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合及び業務停止処分違反を理由とした免許取消しの日から5年を経過しない者				
	3 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合及び業務停止処分違反を理由とした免許の取消処分の聴聞の公示の後廃業等の届出をしてから5年を経過しない者				
	4 刑事罰処罰者等				
	5 不正不当行為をした者				
	6 不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者				
	7 法定代理人、役員等について、欠格要件に該当する者				
8 専任の宅地建物取引士について、その要件を欠く者					
受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課
		標準処理期間		40日	目次 NO
		標準経由期間		日	
1					